

## 役員及び支部長選挙の実施について

会則第15条に規定する役員の選任に関し、役員及び支部長選任規則第6条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1. 選挙の期日** 令和4年12月1日（木）
- 2. 投票締切日** 令和4年12月1日（木）  
書面による投票は、選挙の期日の午後5時までに郵送により選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に到着したものが有効となります。
- 3. 開票日** 令和4年12月2日（金）
- 4. 選挙区と定数**
  - 会長の選挙区・・・本会の全区域を一選挙区とする定数1人
  - 副会長の選挙区・・・各県支部連合会の区域をそれぞれ一選挙区とする定数1人（合計6人）
  - 理事の選挙区・・・各県支部連合会の区域をそれぞれ一選挙区とする別表の定数（合計90人）
  - 監事の選挙区・・・各県支部連合会の区域をそれぞれ一選挙区とする定数1人（合計6人）
  - 支部長の選挙区・・・各支部の区域をそれぞれ一選挙区とする定数1人（合計62人）
- 5. 立候補の届出**
  - 立候補の届出は、会長、副会長、理事、監事、支部長のいずれかを選択することになり、2以上の種別に重複して行うことはできません。
  - 立候補の届出は、役員及び支部長選挙施行細則に規定する様式第1号又は様式第2号により行ってください。なお、届出の各様式は、本会ホームページの会員専用サイトからダウンロードすることができます。（本会ホームページ：<https://www.kzei.or.jp>）
  - 立候補の届出は、すべて自署の上、必要に応じて押印をお願いします。
- 6. 立候補の届出の受付事務**
  - 立候補の届出期間は、10月29日（土）から11月4日（金）までの7日間とします。
  - 立候補の受付は、本会事務局内委員会受付所で行います。
  - 立候補の届出は、郵送又は直接によるものとし、届出期間内に到着したものを受け付けます。
  - 届出期間における受付時間は、午前10時から午後5時までとします。
  - 委員会は、立候補の届出期間を締め切った後、直ちに届出役員及び支部長候補者名簿を作成します。

### 7. その他

- 委員会は、立候補の届出を締め切った後、定数を超える選挙区があったときは、投票の実施に関する事項を定め、11月16日（水）までに投票用紙及び選挙公報等を当該選挙人に郵送します。
- 各選挙区の候補者がその定数を超えないときは、投票を行わず、当該候補者が当選人となります。なお、この場合は、役員及び支部長選任規則第21条第2項の規定により当該選挙区の選挙人に対する通知は行いません。

#### 【別表】各県支部連合会の区域を一選挙区とする「理事」の定数

| 選挙区  | 定数  |
|------|-----|
| 茨城県連 | 12人 |
| 栃木県連 | 11人 |
| 群馬県連 | 11人 |
| 埼玉県連 | 33人 |
| 新潟県連 | 11人 |
| 長野県連 | 12人 |
| 計    | 90人 |